

都市計画提案制度について

平成14年度の都市計画法改正により、まちづくりに関する都市計画を提案できる制度が創設されました。これは、土地所有者等が一定の条件を満たした上で、埼玉県が定める都市計画の決定又は変更について提案できる制度です。

どんな都市計画が提案できるの？
提案できる都市計画は、埼玉県が定める都市計画のすべてです。（ただし、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「都市再開発方針等」に関するものは除きます。）

「土地所有者等」とは？
提案区域内の地権者又は借地権者
まちづくりNPO法人
営利を目的としない公益法人
都市再生機構、住宅供給公社
国土交通省令で定める団体

「一定の条件」とは？
提案の区域が、0.5ha以上の一団の土地の区域であること
土地所有者等の三分の二以上の同意を得ていること
提案の内容が、都市計画に関する法令上の基準に適合していること

提案に必要な書類は？
次の書類等が必要になります。
提案書
都市計画の素案
・計画提案の理由及びその概要
・都市計画の図書
提案資格を有することを証する書類
（計画提案者が法人等の場合に限り）
土地所有者等の同意を得たことを証する書類
・土地所有者等の同意書
・土地所有者等の一覧
・提案区域内の土地の公図の写し及び土地登記簿謄本等
その他計画提案の内容の説明に必要と認められる資料

提案の提出先は？
提案する都市計画の内容により提出先が異なりますので、あらかじめ下記窓口までお問い合わせ下さい。

事前相談（任意）
制度のご説明とともに、提案内容及び手続き等について、ご相談をお受けします。

都市計画の提案
・提案に必要な書類等を埼玉県に提出して下さい。
・埼玉県は、提案に対する要件の確認を行い、提案者にその結果等を通知します。
・要件に適合していない場合、補正等を願います。

埼玉県の判断
・埼玉県は、提案内容を評価し、都市計画の決定又は変更をする必要があるか判断します。
・埼玉県が、提案に対する判断を行ったときは、提案者に判断結果等を通知します。
・提案者は、判断結果等の通知があったとき、判断結果等について埼玉県に意見書を提出することができます。

必要と判断

不必要と判断

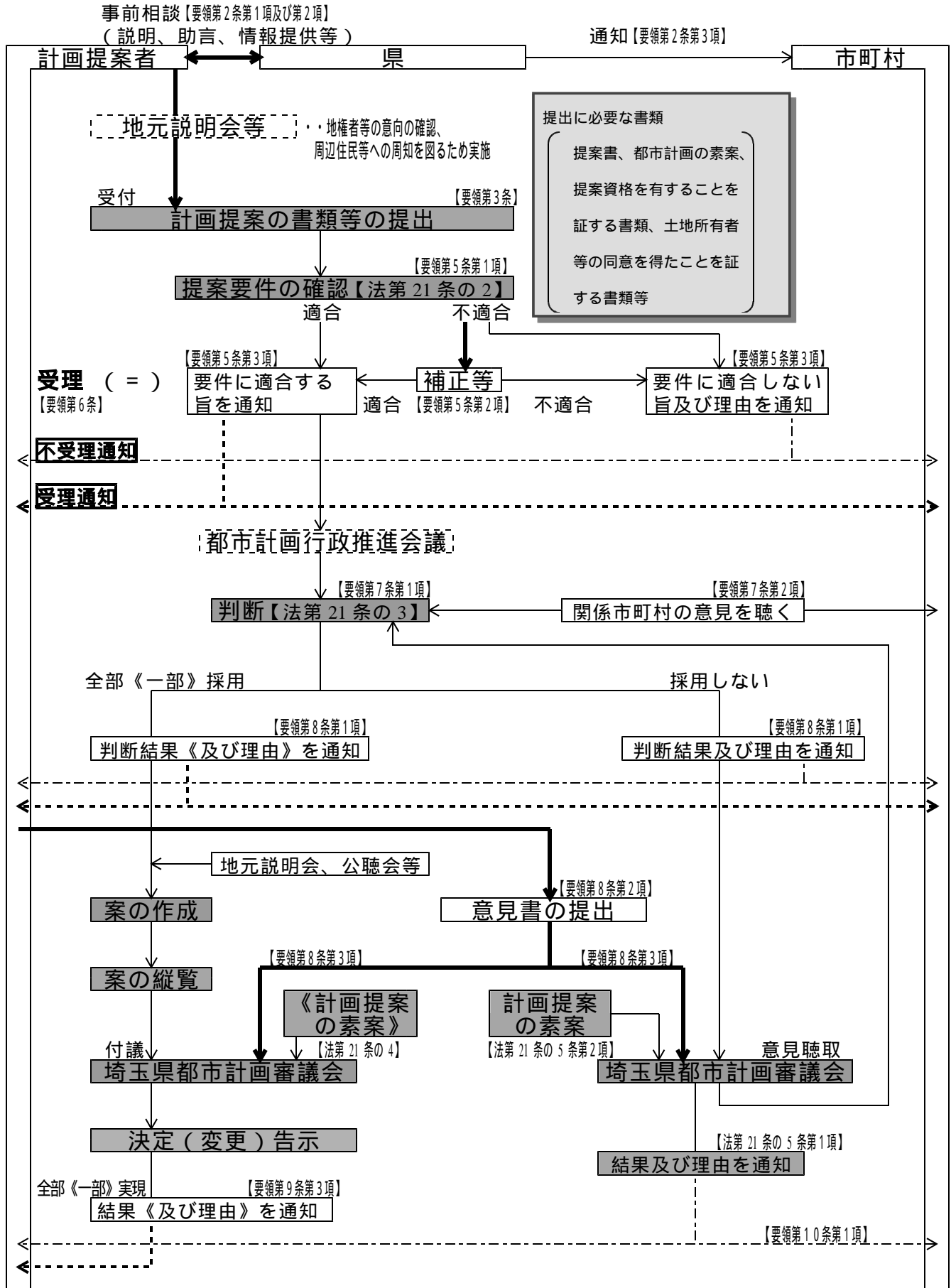
都市計画の決定又は変更をする場合
埼玉県が、都市計画案を作成し、埼玉県都市計画審議会の議を経る等の手続きの後、都市計画の決定又は変更の告示をします。

都市計画の決定又は変更をしない場合
埼玉県が、提案内容について埼玉県都市計画審議会の意見を聴いたうえ、決定しない旨とその理由を、提案者へ通知します。



本制度に関するお問い合わせ及び相談窓口
埼玉県都市整備部 都市計画課（県庁第2庁舎2階）
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
電話 048-824-2111（代表） FAX 048-830-4881
E-mail : a5330@pref.saitama.lg.jp（代表アドレス）

都市計画提案制度 事務処理フロー



法による手続き 提案者側の流れ

要領による手続き 決定者側の流れ